

第4章 四半期レビュー

<見本・まとめ編>

第1節 四半期レビュー.....	2
------------------	---

(注) 第2節には、まとめ編（俯瞰図・講師からのメッセージ・本節の概略）はありません。

第1節 四半期レビュー

〈第1節の俯瞰図〉

〈四半期レビューの要点〉

・総論

四半期レビューは、主題情報の保証業務で、限定的保証業務に属する。

・実施論

四半期レビューでは、「不適切な結論を表明するリスク」を「適度な水準に抑える」ために「質問及び分析的手続等」を基本とした「限定的な手続」を行う。

・報告論

四半期レビューでは、「適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうか」に関し「結論を表明」する。

〈監査基準が求める一般基準の適用〉

・「監査基準の一般基準」や「監査に関する品質管理基準」は、四半期レビューにも適用される。

・このため、年度監査と同様に、職業的懐疑心を含む正当な注意を払うとともに、審査その他の品質管理を実施する。

〈四半期レビューの実施〉

- ・企業及び企業環境の理解は年度の監査で行うので、四半期レビューでは、四半期特有の会計処理に係る内部統制のように、四半期FSに係る内部統制を十分に理解する。
- ・四半期レビューでは、年度監査のMMR評価を利用し、基本的には四半期独自のMMR評価は行わない。
- ・四半期レビューでは、実証手続の代わりにレビュー手続を実施する。
- ・四半期レビューでは、運用評価手続は不要。
- ・四半期レビューもリスク・アプローチにより、発見リスクに応じてレビュー手続を実施する。
- ・レビュー手続は、「質問」と「分析的手続」を実施するが、「追加的な質問」や「関係書類の閲覧」といった追加手続を実施する。

〈レビュー結果の報告〉

- ・監査人は、「適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうか」について「消極的形式の結論を表明」する。
- ・四半期レビュー報告書は、年度の監査報告書と同様に、4区分である。
- ・記載内容は概ね年度監査と同様だが、第3区分では、「四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となる。」という記載を行う。
- ・結論の表明の種類も年度監査同様に4種類で、判断基準も重要性と広範性である。

《第1節の講師からのメッセージと本節の概略》

【講師からのメッセージ】

1. 本章の位置付け

財務諸表論の概フレに相当するものに概念的枠組みがあり、このもとに各監査の基準があります。

したがって、第2章「保証業務」（概念的枠組み）が頂点にあり、このもとに第1章「財務諸表監査総論」（監査基準）、第3章「内部統制の報告と監査」（内部統制基準）、第4章「四半期レビュー」（四半期レビュー基準）が存在します。

本章では、これらのうち「四半期レビュー」（四半期レビュー基準）を学習しますが、ポイントは、本章を学習する際、なにかと第2章の「保証業務」（概念的枠組み）に遡ることです。これにより、内部統制の報告と監査、財務諸表監査、四半期レビューの3つを、概念的枠組みを頂点に一体的に理解できるようになります。

2. 本節で学習するもの

本節では、四半期レビューの要点（基本的考え方）は何か、監査基準の一般基準や品質管理基準は四半期レビューにも適用されるのか、四半期レビューの実施論や報告論では年度の財務諸表監査と比較して四半期レビューの特徴は何かについて学習していきます。

3. 四半期レビューの要点

第2章で学習したように、四半期レビューは限定的保証業務です。合理的保証業務である年度の財務諸表監査では、「監査リスク」を「合理的な水準に抑える」ために「監査手続」を実施して「積極的形式の結論を報告」しますが、限定的保証業務である四半期レビューでは「不適切な結論を表明するリスク」を「適度な水準に抑える」ために「限定的な手続（レビュー）」を実施して「消極的形式の結論を報告」します。

4. 監査基準の一般基準や品質管理基準

四半期レビューは年度の財務諸表監査と同一の監査人により行われるため、年度の監査基準に適用される監査基準の一般基準や品質管理基準は四半期レビューにも適用されます。

5. 四半期レビューの実施（実施論）

四半期レビューは年度の監査の一環として同一監査人により行われるため、次のように、年度の財務諸表監査の結果を四半期レビューに活用することがあります。

- ・企業及び企業環境の理解
- ・MMR評価
- ・発見リスクの水準に応じて手続を実施するリスク・アプローチの採用

一方、四半期レビューは年度の財務諸表監査と異なり限定的保証業務であるため、次のように、年度の財務諸表監査と異なる手続を実施することがあります。

- ・四半期財務諸表に係る内部統制の評価
- ・実証手続でなくレビュー手続の実施
- ・四半期独自の運用評価手続の不実施
- ・低い水準の監査リスクや発見リスクでなく、中位水準の不適切な結論を表明するリスクやレビュー・リスク（発見リスク）の設定

6. レビュー結果の報告（報告論）

上記の5で示したように、報告論でも、年度の財務諸表監査と同じものと異なるものがあります。同じものには、・4区分制の採用・4種類の結論の報告・2種類の判断基準（重要性と広範性）があります。異なるものには、・消極的形式の結論の報告・四半期報告書の第3区分の記載の仕方（手続の実施に関する区分）があります。

【本節の概略】

1. 四半期レビューと年度の財務諸表監査の違い

	年度監査	四半期レビュー
保証水準	・合理的保証	・限定的保証
保証業務リスク	・「監査リスク」を「合理的に低い水準に抑える」	・「不適切な結論を表明するリスク」を「適度な水準に抑える」
結論の表明	・「積極的形式による意見の表明」	・「消極的形式による結論の表明」
監査手続	・フルスペックの手続	・限定的手続（質問及び分析的手続等）

年度監査では、「すべての重要な点において適正に表示しているかどうか」について「意見として表明」する。四半期レビューでは、「適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうか」に関し「結論として表明」する。また、四半期レビューでは、「不適切な結論を表明するリスク」を「適度な水準に抑える」ために「質問及び分析的手続等」を基本とした「限定的な手続」を行う。

2. 四半期レビューと年度の財務諸表監査との関係

監査人が備えるべき要件及び監査に対する姿勢について定めている「監査基準の一般基準」及び「監査に関する品質管理基準」は、四半期レビューにも適用される。したがって、年度の監査と同様に、正当な注意を払い、職業的懐疑心を持つとともに、年度の監査と同様に、品質管理の方針と手続に従い、審査その他の品質管理を実施する。

3. 実施基準

年度の監査における重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮して、四半期レビュー計画を策定し、

質問及び分析的手続等の四半期レビュー手続を実施する。

特に、次の点が重要である。

1. 企業及び企業環境の理解は年度の監査で行われているので、四半期レビューでは、**四半期における内部統制の変更の有無を質問により確かめる**。四半期特有の会計処理に係る内部統制のように、年度財務諸表の作成に関する内部統制と異なる可能性があるため、**四半期財務諸表に係る内部統制を十分に理解する**。
2. 四半期レビューでは、基本的に**年度の監査におけるMMR評価**を利用し、**四半期独自のMMRの評価は行わない**。
3. 四半期レビューでは、**実証手続の代わりにレビュー手続を実施する**。
4. 四半期レビューでは、年度の監査で行われる**運用評価手続は実施しない**。
5. 年度の監査同様、**四半期レビューもリスク・アプローチによるので、発見リスクに応じてレビュー手続を実施する**。
四半期レビュー手続の基本的考えは次の通り。
A：監査人は、四半期財務諸表が年度の財務諸表作成の基礎となる「会計記録に基づいて作成」されていることを確かめる。
B：「質問」を実施するとともに、「きめ細やかな分析的手続」を実施する。
C：上記の質問や分析的手続で満足ができないときは、「追加的な質問」や「関係書類の閲覧」等、適切な追加手続を実施する。
D：経営者確認書を入手する。
E：1. 重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、経営者等にその事項を伝達し、適切な対応を求め（指導機能の発揮）、2. 経営者等が適切な対応をとらない場合には、当該事項の四半期レビューの結論への影響を検討する（批判機能の発揮）。

4. 報告基準

四半期レビューの監査人の結論は、「適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうか」についての「消極的形式な結論の表明」である。なお、結論の表明に先だち審査を受けることは、年度の監査と同様である。

四半期レビュー報告書の記載区分は、年度の監査報告書と同様に、次の4区分である。

1. 四半期レビューの対象
2. 経営者の責任
3. 監査人の責任
4. 監査人の結論

第1区分には、四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲を記載する。

第2区分には、次の事項が記載される。基本的に、年度と同様である。

イ. 四半期財務諸表の作成責任は経営者にある。
ロ. 四半期財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることが記載される。

第3区分には、次の事項が記載される。ハを除き年度と同様である。

イ. 監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

ロ. 一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

ハ. 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となる。

ニ. 四半期レビューの結果として入手した証拠が「結論の表明の基礎」を与えるものであることが記載される。

無限定の結論は、「適正に表示していないと信じさせる事項」がすべての重要な点において「認められなかった」場合に表明される。

除外事項には、「結論の除外」と「四半期レビューの範囲の制約」がある。

結論に関する除外がある場合の限定付結論は、次の場合に表明される。

1. 重要な点において「適正に表示していないと信じさせる事項」が「認められた」
2. その影響が重要だけど広範でない

否定的結論は、次の場合に表明される。

1. 重要な点において「適正に表示していないと信じさせる事項」が「認められた」
2. その影響が、重要でかつ広範である

四半期レビューの範囲の制約がある場合の限定付結論は、次の場合に表明される。

1. 「重要な四半期レビュー手続を実施できなかった」
2. その影響が重要だけど広範でない

結論の不表明は、次の場合に表明される。

1. 「重要な四半期レビュー手続を実施できなかった」
2. その影響が重要でかつ広範であるため結論の表明の基礎が得られない

結論の除外は、別に区分を設けて、次を記載する。

1. 修正すべき事項
2. 「可能であれば」当該事項の四半期財務諸表に与える影響

四半期レビュー範囲の制約は、別に区分を設けて、次を記載する。

1. 実施できなかった四半期レビュー手続
2. 当該事実が影響する事項